

市政に関する

一般質問



今定例会では、五日間にわたり十九名の議員から一般質問が行われました。発言者及び質問事項は次のとおりです。

※ ※ ※

中原秀久 議員	提出された要望書について
岩崎哲也 議員	(1) 北環状線周辺整備について (2) (仮) 西公民館建設について
その他	(1) AED (自動体外式除細動器) の設置について (2) 幼児用ヘルメットの補助について
菊地実 議員	二、肺炎球菌ワクチンの公費助成について
中野清子 議員	一、新清掃センター建設の諸課題について
岩崎哲也 議員	二、旧霞ヶ関北小跡について
高橋剛 議員	一、川越市の「暑さ」対策について
佐藤恵士 議員	二、火災報知器の家庭への設置義務化について
片野広隆 議員	(1) 公共施設での対応 (2) 教育施設での対応 (3) 地球温暖化対策
山木綾子 議員	一、小江戸かわごえ平和都市宣言・二〇〇五年について
牛窪多喜男 議員	二、女性会館について
小林薰 議員	一、「川越ナンバー」取得と合併との関係について
倉嶋美恵子 議員	二、新清掃センターと余熱施設について
牛窪多喜男 議員	三、児童虐待への川越市の取り組みについて
大野慶治 議員	一、社会福祉施設の第三者評価事業について
中村孝治 議員	二、放置自動車対策について
小野澤康弘 議員	三、コンビネーション遊具について
小野澤康弘 議員	一、資源循環型社会と新清掃センター
小ノ澤哲也 議員	一、市民の安心・安全を守るために
清水京子 議員	二、産・官・学の連携について
江田俊雄 議員	三、学校給食について
高橋康博 議員	一、競輪事業について
川口知子 議員	二、アスベリストについて
佐藤恵士 議員	一、待機者の多い市営住宅の対策について
片野広隆 議員	二、大規模学童保育施設の解消について
山木綾子 議員	一、防災にわたる諸問題について
牛窪多喜男 議員	二、想定される地震災害について
小林薰 議員	三、防災の配備体制について
倉嶋美恵子 議員	(3) その他

二、災害備蓄について 山口智也 議員

一、三田城下橋線整備の進捗状況について 中村孝治 議員

二、パークアンドライドシステムの推進について 関係する諸問題 大野慶治 議員

一、快適な生活環境と街づくりをめざして 三田城下橋線整備の進捗状況について 中村孝治 議員

二、異文化教育交流について 三、福祉トータルサービスについて 関係する諸問題について 中村孝治 議員

一、学校図書館について 関係する諸問題について 中村孝治 議員

二、学校給食について 関係する諸問題について 中村孝治 議員

三、競輪事業について 関係する諸問題について 中村孝治 議員



議場コンサート

議場コンサート

今定例会において、本会議の開会前に議場コンサートを開催しました。今回は、平成十七年度埼玉県吹奏楽コンクール中学A部門銀賞などの実績がある、校A部門銀賞などの実績がある、主題歌の「ひよっこりひょううん島」ほか三曲の演奏が行われました。

市内の鯨井中学校吹奏楽部の生徒三十名により、NHK人形劇

市議会からのお知らせ

前号で「議員の寄附行為について」を掲載いたしましたが、公職選挙法により議員の寄附行為は禁止されておりますので、市民の皆様方のご理解、ご協力の程をよろしくお願ひ致します。

みんなで守ろう「三ない運動」

政治家は有権者に寄附を
贈らない!

有権者は政治家に寄附を
求めない!

政治家から有権者への寄附は
受け取らない!

① 政治家の寄附の禁止

政治家(候補者、候補者にならうとする者、現に公職にある者)が選挙区内の方に対して寄附をすることは、いかなる名義であっても禁止されています。
また、政治家以外の方(家族や秘書など)が、政治家名義の寄附をすることも禁止されます。
ただし、以下の場合は禁止される寄附から除かれます。

- ① 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
- ② 当該政治家の親族に対してする場合
- ③ 政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償としてする場合(ただし、食事や食事料の提供は禁止)

なお、禁止される寄附であっても以下の場合は、处罚はされません。

- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- ※ ①、②の場合であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超える場合は处罚されます。

② 寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して、寄附を出すように勧誘や要求することは禁止されています。

③ 後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会など)も、選挙区内の方に寄附をすることは、いかなる名義であっても禁止されています。
ただし、以下の場合は禁止される寄附から除かれます。

- ① 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
- ② 当該政治家に対して寄附をする場合
- ③ 設立目的により行う行事又は事業に関する場合(花輪、香典、祝儀などとしてされるものや、選挙前の一定期間にされるものは禁止されます。)

④ あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、署中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含みます。)を出すことは禁止されています。

⑤ 有料広告の禁止

政治家や後援会が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料広告を出すことは禁止されています。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることが禁止されています。

埼玉県選挙管理委員会・市区町村選挙管理委員会 

明るい選挙を実現するための 寄附禁止のルール

こんなものが寄附禁止の対象になります!!

政治家の寄附は禁止



有権者が寄附を求めることも禁止です。

こんなことも寄附禁止のルール違反になります!!



埼玉県の選挙統一キャラクター
「選挙くん」

議員の寄附行為を啓発したリーフレット

(埼玉県選挙管理委員会・市区町村選挙管理委員会 作成)